ハローワークの地方移管について

平成27年11月12日 全 国 知 事 会

現在、地方分権改革有識者会議雇用対策部会において、ハローワークの事務権限の 移譲等の検討・調整に向けた一体的実施、ハローワーク特区の取組の成果と課題の検 証が進められている。

全国知事会は平成22年以来、就職相談から職業紹介まで一貫した支援ができること、生活相談等きめ細かい支援をワンストップで提供できること、身近な場所で継続的な支援ができること、企業誘致や新産業育成など産業政策と一体化した雇用対策の展開ができることなどを理由に、ハローワークの地方移管を国に対して提案してきた。また、平成27年6月には国に先駆け、一体的実施、ハローワーク特区等についての成果と課題の検証を行い、「ハローワーク特区等の成果と課題の検証について」(平成27年6月30日)をとりまとめた。この検証において、一体的実施及びハローワーク特区の取組により、当会が主張しているハローワークの地方移管の効果が実証された一方で、地方の意向の反映に限界があることが明らかにされている。

住民にとってより良い雇用労働行政サービスを提供していくため、当会として改めてハローワークの地方移管を早期に実現するよう、国に対して以下の点について求める。

- 1 ハローワークの地方移管を強く求める。
- 2 具体的な地方移管の在り方については、国民・雇用主にとって利便性の高い制度 を実現する選択肢として、以下も含め、速やかな検討を求める。
 - ① 都道府県が自らハローワークを設置できる「地方版ハローワーク」制度を創設すること。この場合、雇用保険・職業訓練受講指示を行えるようにするとともに、ハローワーク求人情報のオンライン提供について、国の職員用端末と同等の情報を提供すること。
 - ② ハローワーク特区制度の全国展開などにより、国のハローワークに対する都道 府県知事の関与を全国制度化すること。